



衆議院憲法調査会ニュース

H16.2.6 Vol.63

第 159 回 国会

発行：衆議院憲法調査会事務局

2月5日に開会された小委員会

最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会
安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会

最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会(第1回)

(テーマ) 天皇制(皇室典範その他の皇族関連法に関する調査を含む)

参考人：横田 耕一君(流通経済大学法学部教授・九州大学名誉教授)

質疑者

森岡 正宏君(自民)	大出 彰君(民主)
赤松 正雄君(公明)	山口 富男君(共産)
土井たか子君(社民)	下村 博文君(自民)
計屋 圭宏君(民主)	小野 晋也君(自民)

質疑終了後、自由討議

横田耕一参考人の意見陳述の要点

1. 議論の前提

- ・天皇条項に関する新旧憲法の意味は、根本的に異なるものである。
- ・憲法の規範に沿った天皇制の理解が必要であり、「伝統」を重視する立場に立つとしても、憲法の条項に違反する「伝統」は否定されなければならない。
- ・私は、天皇の「公」「私」の区別は厳格になされるべきであると考えている。

2. 日本国憲法の基本原則と「象徴天皇制」

- ・象徴天皇制は、国民主権の原則と直ちに矛盾するものとは考えないが、国民の主権者意識を希薄にする働きを有している。また、基本的人権の尊重主義との関係では、生まれによる差別を認めない人権思想と矛盾するものがある。

3. 憲法規範的にみた「象徴天皇制」

(1) 地位

- ・主権者は国民であり、天皇は、その統合の象徴である。なお、「象徴」に法的意味はない。
- ・日本国民統合の象徴とは、「日本民族」の統合ではなく、多民族国家日本の「諸民族」の統合と理解されるべきである。また、「統合」は、能動

的なものではなく、受動的なものである。

(2) 権能

- ・天皇の権能は、憲法の規定する 13 の形式的・儀礼的な国事行為のみであり、それも内閣の助言と承認を要するものであって、天皇の意思が入る余地はない。

(3) 根拠

- ・象徴天皇制の根拠は、主権者国民の「総意」にあるのであって、憲法改正による変更は可能である。なお、個人的には、現在の天皇制は、歴史的にもっとも安定している天皇制度となっていると考える。

4. 規範解釈上のこれまでの主要な論点

(1) 天皇は「元首」か？

- ・「元首」という言葉から権能が導き出されるのではない。行政の長であり、対外的に国を代表するものが「元首」である。その立場からは、内閣又は内閣総理大臣が「元首」である。
- ・天皇の行為には、国を代表する側面もあるが、あえて「元首」としなくともよい。また、「元首」の持つ権威に、法的意味はない。

(2) 日本は「君主国」か？

- ・天皇は、(a)世襲である、(b)統治権を有する、(c)対外的に国家を代表するという君主制の三つの条件を満たしていない。したがって、我が国は、純粹の君主国でも純粹の共和国でもない。あえて言えば、世襲の天皇を有する共和国である。
- (3) 天皇の「公的行為」なる「第三の行為」は存在するか？

- ・天皇は、国事行為以外に、現実に多くの公的行為を行っており、通説は、これを合憲とするが、これでは、公的行為の無限定な拡大や政治的利用の危険性が高い。

- ・私は、天皇の公的行為は「国事行為」のみに限定されるべきと考えるが、7条10号の「儀式を行ふこと」を改正してその意味を明確化することは、考慮に値するのではないか。

(4) 公私の混同

- ・皇族による「公的行為」については、憲法から説明することができない。また、政教分離原則に違反

第9回地方公聴会は、3月15日(月)午後1時から広島県広島市にて開催されます。

ホームページ http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kenpou.htm

する疑いのある皇室祭祀への公(おおよけ)・公務員の関与は、公私の区別を曖昧にするものである。

5. 公的な天皇存在がもつ国民統合作用
- ・旧憲法の起草時にも、天皇には、権力ではなく、国民統合の機能が期待されていた。
 - ・現憲法下では、天皇は、主権者ではなく、国政上の権能も有していないが、高度な政治的機能を果たしてきたと言える。それは、(a)「象徴」、(b)「世襲」、(c)「象徴の場」としての「国事行為」、(d)「象徴の場」を補充する「公的行為」、(e)「統合力」を発揮する私的行為によりなされてきた。
 - ・近年の天皇・皇族の「スター化」や「伝統」の変更・廃止による権威の足下をくずす行為は、天皇の「統合力」の希薄化を招いている。
6. 女性天皇
- ・現在の皇室典範は、憲法の下位法である。憲法は「皇位は、世襲」として「血のつながり」のみを規定しており、男系男子の伝統を重視することは、憲法の許容する範囲を超えるものである。
 - ・伝統、国民感情、能力等の女性天皇を否定する論拠には、どれも合理的理由がない。
 - ・女性天皇を承認するためには、皇室典範の改正によればよく、憲法改正は必要ない。また、皇位継承順位等の問題については、憲法の男女平等原則に従えば問題はないと考える。
 - ・男系男子の「伝統」を重視する立場に立つ側からは、強固な反対意見があるが、それでは天皇制の消滅という事態に耐えられるのであろうか。
 - ・ただし、男女差別が依然存在する現状では、女性天皇を認めることが、更なる「国民統合能力」の希薄化を招来する可能性を否定できない。

横田耕一参考人に対する質疑の概要

森岡正宏君(自民)

- ・私は、女性天皇を否定はしないが、慎重であるべきと考える。天皇制自体が平等原則の例外である以上、平等原則を根拠に皇位継承を「男系の男子」と定める皇室典範2条を違憲とする参考人の意見は妥当でないと思うが、いかがか。
- ・歴史上10代8名の女性天皇がいたが、いずれも寡婦又は独身で緊急避難的な扱いであり、皇統が女系に移ったことはない。また、国民の意識も女性天皇は認めても女系主義を認めるところまで熟していないのではないか。
- ・参考人は、天皇の婚姻には「皇室会議の議」が必要であると規定する皇室典範10条に異を唱えているが、外国の王制をみても、結婚に国会等の同意が必要とされることが多い。一般国民同様に両性の合意のみで結婚を認めては、外国人との婚姻

も可能になるなど、日本のアイデンティティーの観点からすると妥当でないと思うが、いかがか。

- ・参考人の意見を聴き、(a)女性天皇を認めても、女系主義はどう考えるのか、(b)女性天皇の配偶者をどうすべきか、の2点に問題意識を強く持ったが、いかがか。

大出彰君(民主)

- ・近時、主権概念は不要であるとの見解も耳にするが、私は重要であると思う。参考人の意見を伺いたい。
- ・主権に対するノモス論とは、あらゆる権力がこえてはならない正しい道筋があり、それが天皇であると捉える見解もあるが、それは妥当でない。君主であっても憲法に従わなければならないという立憲論こそが重要であると思うが、いかがか。
- ・現行憲法は欽定憲法であるとする見解もあるが、いかがか。

赤松正雄君(公明)

- ・参考人は、「私的行為」でも「国事行為」でもない第3の行為たる「公的行為」を否定する立場か。
- ・近年、「国を愛する心」の欠如が問題視されており、教育基本法やその上位法である憲法に明記することが必要であるとの見解もある。日本の歴史・文化・伝統を明確にするには、参考人はどのようにすべきと考えるか。
- ・「天皇抜きナショナリズム」について、どのようにお考えか。
- ・女性天皇を認める前に、「養子の禁止」を定める皇室典範9条を改正して、「養子」を認めるという考え方もあるが、参考人はどのようにお考えか。

山口富男君(共産)

- ・憲法が国民主権原理の下に天皇を置いたということに、憲法規範上どのような意義があるか。
- ・1条にいう「主権の存する国民の総意」には、天皇制の廃止の展望も含まれていると思うが、これについてはどのような意義があるか。
- ・象徴天皇制は、国民主権の日本的な具体化の現れの一つと考えてよいか。
- ・天皇が国政に関する権能を有しないこと及び国事行為が限定列挙されているという憲法上の規範に照らして現実の運用を見たとき、具体的にどのような事例が問題となるのかを紹介していただきたい。
- ・参考人は、天皇が「国政に関する権能を有しない」ということについての憲法上の規範的意味合いをどのように考えるか。
- ・女性天皇をめぐる1985年以降のいわゆる「水田・奥平論争」の憲法上の意味合いはどこにあったのか。また、この論争はその後学界でフォローされているのか。
- ・憲法上の規範と現実の乖離を埋めるためにどのような努力・方向性を持たればよいと思うか。

土 井 たか子君(社民)

- ・憲法上女性天皇を排除するという事は明記されていないことから、これを実現するためには皇室典範を改正すればよいと考えるが、女性天皇を認めることは憲法に違反するという学説があるのか。また、参考人は、その学説に立たないと考えてよいか。
- ・天皇の国事行為に対する内閣の「助言と承認」は、「助言」と「承認」の二つが必要なのか、「助言と承認」の一つでよいのか。

下 村 博 文君(自民)

- ・参考人は、「日本国民統合の象徴」を「日本民族統合の象徴」ととらえることは不適切であると述べているが、世界の中の日本という視点から見た場合、その見解には賛成できない。「日本国民統合の象徴」ととらえることを否定する理由と「日本国民統合の象徴」についてご意見を伺いたい。
- ・憲法改正が議論されている今日においても、象徴天皇制は日本国にとって必要であると考えているが、いかがか。

計 屋 圭 宏君(民主)

- ・多民族国家への変化が予想される現在、歴史や伝統といった日本のアイデンティティーと言えるものを守り、後世に伝えることは重要であり、その際、他国に例を見ない天皇制は大きな役割を持つ貴重なものと考えているが、いかがか。
- ・国歌や国旗は、日本の方向性や目標などを統一するためにも大切であると考えているが、いかがか。
- ・天皇は統治権を持たないとしても、長い歴史を持つことにかんがみれば、名誉職的元首のような扱いとすることも考えられるのではないか。

小 野 晋 也君(自民)

- ・近代立憲制において義務や責任は国民ではなく政府が負っているとのことだが、義務規定を設けている日本国憲法は、近代立憲制の観点からは望ましくないということになるのか。
- ・君主と市民が契約を結んで対峙するというものが近代立憲制の根底にあるとのことだが、それは日本にそのままあてはまらない。日本では為政者と国民双方が相和して国家を構成するのが国のかたちであると考えているが、いかがか。
- ・憲法の三大原則も時代を経るにつれ受け入れられたことにかんがみれば、憲法は未来の方向性を示し国民の意識をリードする機能を持つべきだと考えるが、いかがか。
- ・「国民の総意」を得るためにどのような方法があると考えているか。

自由討議における委員の発言の概要(発言順)**船 田 元君(自民)**

- ・象徴天皇制と基本的人権を同じ次元で論じることには賛成できない。世襲による天皇制は日本

の伝統・歴史的事実であり、この伝統を尊重すると同時に近代国家の基本原則である基本的人権を尊重することは、何ら矛盾しないはずである。

- ・天皇の「公的行為」は、「象徴」の地位・役割を補完する意味もあり、認めるべきである。ただし、政治的に利用されるおそれが仮にあるとすれば、国民の目でチェックすべきである。
- ・女性天皇について、これまでの男系男子という伝統・歴史的事実を尊重するのは当然であるが、国民感情あるいは天皇の有する機能をかんがみるに、男性に限る必要性も薄れてきている。ただし、女系女子を認めるのは時期尚早であると考えている。

山 口 富 男君(共産)

- ・天皇条項に係る憲法規範、政治の実態の理解に関して、委員間では大きな差異がある。天皇が国政に関する権能を有しない点を厳格に守り続けることは、国民主権原理を具体化していく上で欠かせず、国事行為以外は私的行為として、厳格に解釈する必要がある。
- ・天皇制に係る「伝統」について、明治以降の伝統とそれ以前の長期的に存在していたものとの区分けした議論が必要である。儀式等の議論を進める上でも、絶対主義的天皇制下のもの、国民主権の象徴としての地位のものをきちんと把握しておく必要がある。
- ・女性天皇制を論ずるに当たっては、人権論という視点からの議論も必要である。

小 野 晋 也君(自民)

- ・法の優位は法治国家である以上重視すべきだが、法がすべてを決めるわけではないという原点に立ち返って議論を進める必要がある。天皇制についても、すべてが法によって規律できるわけではなく、伝統・文化といったものをいかに尊重していくか、議論していくべきである。

大 出 彰君(民主)

- ・最近の天皇制の議論を聞いていると、伝統・歴史・宗教など、明治期の天皇制を巡る議論に戻ろうとしているのではないかと危惧する。美濃部達吉は、明治憲法は解釈と運用を間違えたと述べたが、まさに現在も憲法の解釈と運用を間違えている状態ではないか。
- ・私は、女性天皇を容認する立場である。

森 岡 正 宏君(自民)

- ・象徴天皇制を無理に守ることはないとの参考人の意見には、危惧を感じる。日本では、天皇という権威ある存在と、政治権力を持つ存在とを切り離して統治を行ってきた。我々は、この先達が考えた知恵を大事にして、国の運営を考えなければならない。

安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会(第1回)

(テーマ) 憲法第9条 特に、自衛隊のイラク派遣並びに集団的安全保障及び集団的自衛権

基調発言者：中谷 元君(自民)
松本 剛明君(民主)

質疑者又は発言者

大村 秀章君(自民) 武正 公一君(民主)
福島 豊君(公明) 山口 富男君(共産)
土井たか子君(社民)

質疑又は発言終了後、自由討議

中谷元委員の基調発言の要点

1. 憲法9条の意義
 - ・ 憲法9条は、日本の復興に大きな機能を果たした。
2. 時代の変化
 - ・ 国際情勢の変化により、9条と国際社会の現実とが乖離したため、国民に対する説得力を欠き、違和感を与えるものとなっている。
 - ・ 現実を解釈の理念で取り繕う手法を重ねた結果、憲法の軽視と形骸化を生み出している。
3. 憲法と自衛隊の問題点
 - ・ 自衛隊が自衛のための必要最小限度の実力としてしか許されていないため、その性格が弱くなり、海外派遣された自衛隊の自己防衛は困難な状況になっている。
 - ・ イラクに派遣された自衛隊は、イラクの人道復興支援を行うのであり、武力の行使を目的としているのではなく、また、活動範囲を非戦闘地域に限っていることから、他国の武力の行使と一体化するものではないので、9条1項に違反しない。
 - ・ イラクの暫定統治機構は、安保理決議1483に基づくものである。また、自衛隊は、その指揮下に入っていないことから占領行政には参加していない。
 - ・ 現行憲法下では、(a)外国の部隊等の警護等、(b)任務遂行のための武器使用、(c)米国軍への攻撃に対する応戦、(d)国連軍への参加ができず、また、(e)アジアの安全保障機構への参加の制約となり、(f)仮に日韓防衛条約を締結するとしても片務的なものとならざるを得ないため、憲法を改正して日本の安全保障上の環境整備をすべきである。
 - ・ 我が国は、将来的に安保理常任理事国入りを目指し、国連のイニシアティブをとるべきである。また、停戦監視から治安、人道など複合的になっている安全保障政策に対応し、このような面に参加・協力できる国になるべきである。

4. 結論

- ・ 政府見解を変えるのではなく、新憲法で、自衛権の存在、自衛隊の役割を明記すべきである。
- ・ 憲法に国際法、国際慣例に従った国際貢献のできる権限を明記すべきである。
- ・ 平和主義や国連中心主義は、日本の理念として、9条の中心にすべきである。

松本剛明委員の基調発言の要点

1. 法治
 - ・ 法治とは、国民の意思が国家権力を拘束することを意味する。時代の要請には応えるべきだが、法を飛び越えて行われるべきではない。
2. 国際法から見たイラク戦争の大義
 - ・ イラク戦争の大義が問題となるが、法治の観点から正当な手続を踏まえるべきである。
 - ・ イラク戦争の根拠について、自衛権の発動又は安保理決議1441等の説が分かれており、国際的に認められているとはいえない。
 - ・ 先制攻撃による自衛権の発動は、現在、国際法上認められないが、仮にテロ等の新しい事態に対処するためにこれが認められるとしても、厳しい要件が付けられるべきである。
 - ・ 大量破壊兵器の査察は、継続すべきであった。その存否を含めてイラク戦争の大義を検証し、結果責任を問うべきである。
3. イラク自衛隊派遣
 - ・ イラク特措法における非戦闘地域の概念、武器弾薬の輸送と武力行使の一体化等の論点については、その論理に無理がある。
 - ・ イラク特措法の目的の一つである安全確保支援活動の憲法上の位置付け等について議論する必要がある。
4. 集団安全保障
 - ・ 国連の現実を直視しながら、国連憲章が規定する理想の姿に近づく道を選択すべきである。
 - ・ 今までの自衛隊の海外活動を否定するものではないが、国連軍、多国籍軍、平和維持活動を含む集団安全保障活動に広く参加することは、現行憲法解釈では著しく困難であり、制度的な枠組みの改革が必要である。
 - ・ 集団安全保障に積極的に参加する方法としては、法治の観点から、(a)集団安全保障活動を9条の枠外と考える解釈、(b)安全保障に関する基本法の制定、(c)憲法改正の三つが考えられる。
5. 集団的自衛権
 - ・ 日米安保条約の非対称性や負担の在り方について見直す必要がある。

- ・国連による集団安全保障を理想に近づけることを目指しつつも、太平洋、東アジアを中心に安全保障の網を設けていくことも政策の選択肢であると考え。その際、集団的自衛権が行使できないことが、我が国の外交上の足かせになるのではないかと考える。
- ・集団的自衛権を「我が国は国際法上有しているが、憲法上行使できない」とされるが、憲法上は有しているのか、また、憲法上有しているとしても行使できないとはいかなる論理的帰結なのか、確認すべきである。
- ・集団的自衛権は、主権国固有の権利である。

主な質疑事項又は発言

大村秀章君(自民)

- < 松本委員に対して >
 - ・冷戦構造崩壊後の日本を取り巻く国際情勢を認識した上で、日本の安全保障や国際協力についての基本理念を整理し、憲法上に位置付けるべきである。自衛隊の位置付け及び防衛の任務と国際平和協力業務の明記について、どのように考えるか。また、集団的自衛権の保持及び行使の明記について、どのように考えるか。

< 中谷委員に対して >

- ・集団的自衛権の行使について、憲法改正論議と並行して、期限を定めて国会で議論した上で政府解釈の変更を行うという考えは、十分検討に値すると思うが、いかがか。

> 松本剛明君(民主)

- ・憲法上に、自衛権及び自衛隊を明記すること及び国際協力や集団安全保障への我が国の積極的な参加について明記することは、望ましい形であると考え。集団的自衛権の行使を認めることについては、アジア・太平洋地域の安全保障網を設ける上で、政治上の要請があると考え、その場合であっても、法に明記すべきと考える。

> 中谷元君(自民)

- ・集団的自衛権の行使は国家の重要問題であることから、解釈変更ではなく、憲法改正によるべきである。

武正公一君(民主)

< 中谷委員に対して >

- ・我が国の外交・防衛は、国際協調の下に日米同盟・国連中心主義・地域協力の三つの柱が横並びとされていると認識しているが、自衛隊のイラク派遣や武器輸出三原則の見直し等の我が国の取組みは、まず、日米同盟ありきで進められてきているのではないか。

< 松本委員に対して >

- ・憲法解釈が、行政の一機関である内閣法制局によってなされていることに問題があると考え。憲法裁判所の必要性について、見解を伺いたい。
- ・テロ特措法やイラク特措法は、自衛隊の部隊等が実施する対応措置の国会承認が事後になされることから、説明責任が確保されていないと考える。シビリアン・コントロールの在り方についての見解を伺いたい。
- ・国連改革について、どのように考えるか。
- ・集団的自衛権の行使を憲法解釈で認めることについて、どのように考えるか。

> 中谷元君(自民)

- ・我が国の防衛政策は、国連が機能するまで日米安保条約を基軸とすることとされてきた。我が国は、国連中心の体制を模索しつつ、現実には米国支援を行っている。しかし、国連中心主義は、今後、我が国が自立するための中心軸であると考え。

> 松本剛明君(民主)

- ・憲法解釈は、内閣法制局ではなく、憲法裁判所が担うべきであり、憲法裁判所を憲法上明記すべきである。
- ・軍事的な力を行使する場合には、国民の代表である国会のコントロールが必要であることから、国会承認は事前承認とすべきである。
- ・我が国は、国連や国際社会において財政負担等に応じた発言権を確保して、自国及び国際社会のために国連改革を進めるべきである。安保理常任理事国入りについても、議論すべきである。
- ・集団的自衛権の行使を認める場合でも、我が国の自衛のための範囲内での行使とすべきである。

福島豊君(公明)

- ・憲法問題を考えるに当たっては、今後の日本の安全保障を確保するためにはどうしたらいいかが問題である。
- ・日本には戦争の負の遺産があり、「特殊な国」といわれる政策にも理由があった。

< 中谷委員に対して >

- ・9条は米国に押しつけられたものと考え、それとも日本がアジアに受け入れられるための条件であると当時の日本の国民、政治家自身が受け止めたと考えるか。また、その状況は現在でも変わらないのではないか。
- ・集団的自衛権を行使できるようにした方がよいと考えるか。

< 松本委員に対して >

- ・東アジア中心の安全保障網を考えたときに集団的自衛権を行使できないことが外交上の足かせ

になるのではないかと主張するが、集団的自衛権の行使を認めた方がよいと考えるか。

- ・東アジアの中での安全保障といっても、日米、日中が基軸となるのであり、それほど選択肢が多いわけではないのではないかと。東アジアにおける有事の際、日本は集団的自衛権を行使できるのか。
- > 中谷元君（自民）
- ・日本国民自身の厭戦感情や中国や朝鮮の日本に対する感情を考慮して、二度と戦争を起ささないことが、日本がアジアで生きていく条件であると同時に日本の国民、指導者が考えたものである。
- ・他国の戦争に協力することは必要ないが、我が国の防衛に必要なこと及び国連を中心とし、世界の平和・安定に必要な活動がしっかりできるように、明確な基準を設けるべきである。
- > 松本剛明君（民主）
- ・日本の安全保障にとって米国との関係は重要だが、アジアの中で近隣諸国とどのような条約により平和を確保するかも問題である。日米安保条約のような片務条約を締結することは考えられず、自衛のための集団的自衛権の行使を認めることが考えられる。
- ・確かに現在の情勢ではたくさんの選択肢があるわけではないが、将来の50～100年の枠組みでは、さまざまな選択肢があってもよいのではないかと。

山口 寛 男君(共産)

- ・占領状態にあるイラクに自衛隊を送ることは、9条及び国際法に違反するので、撤回すべきである。
- < 中谷委員に対して >
- ・中谷委員は、政府の解釈が憲法の形骸化を生み出したと述べたが、これは、これまでの政府の憲法解釈に誤りがあったということか。
- ・戦後の日本の再軍備に当たっての、米国による関与についてどう考えるか。
- ・中谷委員は、自衛隊のイラク派遣が「国際法上の交戦権」の行使に当たらないとするが、その「国際法」とはどのようなものを指すのか。
- ・国際人道法下では、占領行政に加わることは紛争当事国への仲間入りであり、この度のイラク派遣は、イラク占領行政への参加ではないか。
- < 松本委員に対して >
- ・集団的自衛権は、憲法上、認められないと考える。また、世界では軍事同盟への非参加国が多いが、この世界の流れをどう考えるか。
- > 中谷元君（自民）
- ・政府の解釈が誤りだったというつもりはない。
- ・冷戦の激化を背景に、米国は、日本が防衛の最前線として十分な体制をとることを考えた。

- ・「国際法上の交戦権」の「国際法」とは、国連憲章及び国際慣習である。
- ・自衛隊のイラク派遣には、安保理決議 678,687及び1441のほか、戦後復興に関する決議 1483という国連の根拠がある。
- > 松本剛明君（民主）
- ・我が国が置かれている現状を考えたときには、集団的自衛権を持つことも選択肢として考えてよいのではないかと。

土井 たか子君(社民)

- ・憲法自体は、「より良い憲法」に変えることを否定してはならず、本来は不磨の大典ではない。しかし、事実が憲法と乖離したときには、いかに事実を「法の支配」に近づけるかが大切であるという前提が認識されていないと、「より良く」変えることは難しい。
- ・憲法改正については、96条が憲法改正において国民投票を要求している以上、国会が議論の場として国民の信頼を得ていることがまず大切である。
- < 中谷委員に対して >
- ・中谷委員の発言のうち、冒頭の9条の意義及び果たしてきた機能に対する評価からすると、新憲法で自衛権の存在及び役割を明記するという結論は矛盾するのではないかと。
- ・9条があったからこそ、日本が平和主義と国連中心主義を行うことに意義があった。中谷委員は、これらを「9条の中心」にすべきと結論付けているが、私は、むしろ「9条を中心」とし、より多くの理念を実現していくべきと考えるが、いかがか。
- ・政府は「派遣」と「派兵」では意味が違うといったが、本来同じ行為である両者の区別に意味があるのか。
- > 中谷元君（自民）
- ・平和主義、国連中心主義という理念は重要であり、今までは9条の精神が生かされてきた。しかし、時代の変化もあり、国民の生活に不可欠な国際情勢の安定のため、日本が平和活動に参画することも必要である。
- ・人々が安心して暮らし、また、国際正義と国際の秩序を維持するためには、世界のルール作りへの参加が必要であると考えます。
- ・「派兵」と「派遣」は、行為としては同じだが、送る側の意思として、他国を懲らしめるものであれば「派兵」、人道支援等を行うものは「派遣」と考える。

自由討議における委員の発言の概要(発言順)

河野太郎君(自民)

- ・時代の変化に合わせて、9条の有り様、集団的自衛権、集団的安全保障問題等について議論を行い、これを憲法に反映すべきである。憲法改正のための手続がない現状においては、こうした問題についての基本法を制定することにより対処すべきである。
- ・中近東における日本と米国の利益は、必ずしも合致しない。日本の国益の観点から、どちらに与すべきかを国民の前で具体的に議論すべきである。

渡海紀三朗君(自民)

- ・まず国の在り方を議論し、それに憲法が合わないのであれば、憲法を変えるべきである。立法府は、日本が何をなすべきかを議論して、憲法改正を含め国民に提案していく責任がある。
- ・国連憲章上、集団的自衛権が国に固有の権利として認められているのだから、日本が国際社会において役割を果たすため、これをどこまで行使できるのかを議論すべきである。
- ・自衛隊のイラク派遣については、人道支援、隊員の安全確保等が行えるよう武器使用基準を国際標準に揃えるべきである。今後どのように国際協調と平和主義とを両立させるかを検討した上で、最終的に憲法の在り方を議論すべきである。

伊藤公介君(自民)

- ・2001年9月の米国へのテロ攻撃が「新しい戦争」と表現されたが、憲法はこうした新しい事態に対応しなければならない。
- ・自衛隊のイラク派遣について、派遣する以上、隊員の安全確保等のための十分な法整備が必要であることを実感する。
- ・日本が米国に対等にものを言い、他国と対等な安保条約を締結するためには、集団的自衛権を行使できるようにすべきである。

山口富男君(共産)

- ・自衛隊のイラク派兵は、(a)国際法的には、アメリカの武力行使が国連憲章上認められていない違法な戦争であり、戦争の直接の理由とされた大量破壊兵器も見つからず、大義なき戦争であること、(b)憲法上は、9条の交戦権の否認や武力行使禁止規定に抵触することから、行うべきでない。
- ・集団的自衛権は、国連憲章51条において、国連が対処するまでの間にだけ認められている例外的なものである。日本は、9条の下、集団的自衛権を持つことはできない。
- ・9条はこれまで大きな力を発揮してきた。現実には9条を合わせるのではなく、現実を憲法に引き戻すべきである。

田中真紀子君(民主)

- ・イラク復興は、国連中心で行うべきであって、

一刻も早く日本が本当の人道復興支援ができるようにすべきである。

- ・日米安保条約及び日米地位協定は、極東の安全を図るものであるが、現在、それに基づく活動が中東にまで及んでおり、極東条項は空洞化している。憲法改正を議論する前に、これまで怠ってきた同条約や地位協定についての議論をすべきである。

土井たか子君(社民)

- ・自衛隊のイラク派兵は、自民党内にも憲法違反ではないかとの認識を持つ議員がいることを認識すべきである。
- ・自衛隊についての政府解釈が二転三転し、また、小泉首相は、イラク特措法の基本計画について、前文の一部のみを引用して説明するなど、国民が理解し納得できる説明がなされていない。
- ・9条は「変えない」とする意見が半数を超える世論を踏まえ、歪んだ現実を正すべきである。憲法改正を強行するなら、立憲体制が崩壊する。

松本剛明君(民主)

- ・集団的自衛権は、急迫不正の事態に対処するための権利であって、国連憲章によって初めて認められたものではなく、固有の権利である。ただ、この自衛権は抑制して行使されるべきである。
- ・日米安保条約は、自衛の範囲のものであるから極東条項が存在する。よって、それを理由にイラクに自衛隊を派遣することは妥当ではない。
- ・「法の支配」は、憲法の規範性を認めながら、一方で、その改正を認めている。ただ、憲法改正に当たっては、9条の持つ歯止めの要素を忘れてはならない。

河野太郎君(自民)

< 山口委員の発言に関連して >

- ・国連憲章51条に規定する集団的自衛権は、国の固有の権利であり、例外的権利ではない。

< 発言 >

- ・日本は石油のほとんどを中近東に依存しており、本土防衛だけでいいのかきちんと議論し、大多数の国民の理解を得る説明をすべきである。

> 山口富男君(共産)

- ・国連憲章51条は、もともと国連憲章の原案になかったが、米国が後から軍事同盟の根拠として入れた歴史的経緯からも、例外として解釈すべきである。

武正公一君(民主)

- ・イラクの自衛隊派遣について、政府の説明責任が果たされていない。
- ・安保理非常任理事国入りの予算の削減にも、政府の国連軽視が表れている。
- ・集団安全保障については、9条に定める自衛のための必要最小限度の武力行使とは別枠で、前文の国際協調主義に基づき認められているとい

う解釈をとることを考えている。

中谷 元君(自民)

- ・日米は、同盟国としての友情と信頼に基づいて、安保条約の範囲より広い協力を行っている。
- ・米国が恐れているのは、国際テロ組織とイラク、イラン等の連携である。米国の影響力が低下したときに世界が不安定な状況になることを考えれば、世界の安全保障の維持は日本の問題でもある。

松本 剛明君(民主)

- ・「法の支配」の観点から、日米安保条約を自衛隊のイラク派遣の根拠とするのは不適切であり、政策判断と法規範性の問題を整理すべきである。
- ・今回、自衛隊がオランダ軍の護衛を受けなかった理由が、その「自己完結能力」にこだわったことにあるならば不幸である。安全面の法整備を行ってから派遣すべきである。
- ・集団的自衛権は、国際司法裁判所でも国際慣習法上の権利として認められている。

大村 秀章君(自民)

- ・憲法上自衛隊を明記する方向が憲法調査会であることを期待している。集団的自衛権は、自然権であるから、行使できないのは適当ではなく、海外平和協力業務を機動的に行うためにも必要である。
- ・憲法改正に時間がかかるのであれば、改正作業と並行して、期限を定めて政府解釈を変更することや、解釈変更の証として「安全保障基本法」を制定することも一つの方法である。

意見窓口「憲法のひろば」

平成 12 年 2 月より、憲法について広く国民の声を聴くため、意見窓口「憲法のひろば」を設けております。

これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳

- ・受付意見総数：2300件(2/6現在)
- ・媒体別内訳

葉書	1403	封書	430
F A X	295	E-mail	172

・分野別内訳

前文	208	天皇	85
戦争放棄	1551	権利・義務	57
国会	37	内閣	35
司法	13	財政	13
地方自治	11	改正規定	17
最高法規	9	その他	1315

複数の分野にわたる意見もございますので、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

【意見窓口「憲法のひろば」の宛先】

FAX 03 - 3581 - 5875
 E-mail kenpou@shugiinjk.go.jp
 郵便 〒100-8960 千代田区永田町1-7-1
 衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係
 いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。

今後の開会予定

日付	開会時刻	会議の内容
H16 2.19 (木)	午前 9:00	基本的人権小委 〔テーマ〕基本的人権の保障に関する件(法の下での平等(平等原則に関する重要問題~1票の格差の問題、非嫡出子相続分等 企業と人権に関する議論を含む)) 参考人につきましては、現在、調整中です。
	午後 2:00	統治機構小委 〔テーマ〕統治機構のあり方に関する件(司法制度 特に、国民の司法参加、利用しやすい司法制度等の司法制度改革) 参考人につきましては、現在、調整中です。
2.26 (木)		憲法調査会

諸般の事情により変更される可能性があります。

このニュースは、衆議院憲法調査会における議論の概要等を、簡潔かつ迅速にお知らせするために、憲法調査会事務局の責任において要約・編集し、原則として、開会の翌日に発行しているものです。
 正確かつ詳細な議論の内容については、会議録をご参照ください。
(衆議院会議録議事情報)
http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm
(国立国会図書館)
<http://kokkai.ndl.go.jp/>